

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和2年6月8日(月)午後3時00分

場所 熊本市中央区桜町1番3号 熊本市民会館2階 第5・第6会議室

農業委員24名

1番 赤木 英雄	2番 福原 幸一	3番 森 日出輝
4番 東 哲治	5番 眞鍋 宣孝	6番 谷口 憲治
7番 橋本 春利	8番 角居 登	9番 田上 泰則
10番 西富 大二郎	11番 網田 稔	12番 徳永 芳也
13番 西川 秀文	14番 木下 三智也	15番 上妻 孝市
16番 堀 恭子	17番 牧野 正治	18番 西田 廣行
19番 緒方 一臣	20番 内田 正憲	21番 田中 敏郎
22番 木村 憲正	23番 梅田 義弘	24番 宮本 淳一

午後3時00分 開会

事務局 定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数24名中24名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 本日は皆さんご多用の中、農業委員会総会に多くの方がご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

緊急事態宣言が解除されたようでありますが、前の日常が戻ってきているように感じられます。

皆様におかれましては、田植の時期もあり、大変お忙しいと存じますが、引き続き感染予防に十分注意してお過ごしいただきますようお願い申し上げます。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農業委員会の令和元年度の事業報告と令和2年度の事業計画などが主な議案となっております。本日の総会がスムーズにいきますよう、皆様、よろしくをお願いいたします。

事務局                    ありがとうございました。  
総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。  
それでは、会長、よろしく願いいたします。

議 長                    それでは議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記の指名をいたします。本日の議事録署名者には、9番の田上泰則委員と10番の西富大二郎委員を、書記に事務局の廣瀬直子主任主事を指名いたします。よろしく願いいたします。  
本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第10号議案、令和2年度の下限面積の決定についてまで10件でございます。  
議案の修正がございますので、事務局の説明をお願いします。

事務局                    議案の取下げが4件ありましたので、修正をお願いいたします。  
まず、1ページめくって目次をご覧ください。  
目次の第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、28件が3件取下げのため、25件になりました。28を25に訂正してください。次に、その下第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、33件が1件取下げのため32件になりました。33を32へ訂正してください。下にまた下がりました、合計182件を178件に訂正してください。  
次に、2ページをご覧ください。8番と9番と10番が取下げになりましたので、斜線を引いてください。8番、9番、10番を消してください。  
次に、14ページをご覧ください。14ページの23番が取下げになりましたので、斜線を引いてください。23番を消してください。  
修正は以上です。

議 長                    初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、25件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。  
それでは、1番、お願いします。

7番 橋本春利委員  
7番委員、橋本です。

1番から4番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、市障がい保健福祉課から障害福祉サービス事業者の指定を受けた法人が、農地の使用貸借権設定の申請です。不許可の例外の、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が、業務の運営に必要な施設の用に供するものと判断しました。借人は障害者支援の事業として大豆、ジャガイモなどを作付される計画です。

2番は、耕作の便宜上取得のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、ミカンを栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

3番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、キャベツ、ミカンを栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

4番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上4件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番から4番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

#### 9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

5番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5番は、子へ貸与のための使用貸借権設定の申請です。借人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、5番について地元より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

#### 14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

6番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

6番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻及び麦を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、6番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、7番。

#### 22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻及び露地野菜を作付されており、許可後は水稻及び露地野菜を作付される計画です。

以上1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、7番について地元より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
8番、9番、10番は取下げになっております。続きまして、11番。

#### 24番 宮本淳一委員

24番委員、宮本です。

11番から13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜、花きを作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

12番は、兄へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、レンコンを作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

13番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

以上3件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、11番から13番まで地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、14番。

#### 19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

14番から16番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番と15番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は梅を生産する専業農家で、許可後はサトイモを作付ける予定です。

16番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。譲受人は水稻

を作られている専業農家で、許可後は水稻を作られる予定です。

以上3件、先の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可の要件に該当しないと協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長           ただいま、14番から16番まで地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、17番。

#### 17番 牧野正治委員

17番委員、牧野です。

17番から28番についての、地区委員会での協議状況を報告させていただきます。

17番は、経営拡張のための所有権移転の申請であります。譲受人は水稻を生産する専業農家で、許可後はカボチャを作付される予定であります。

18番は、耕作の便宜上取得するための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を生産する兼業農家で、許可後はジャガイモを作付される予定であります。

19番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は柿、梅、露地野菜を生産する兼業農家で、許可後は梅を作付される予定であります。

20番は、耕作の便宜上取得するための所有権移転の申請です。譲受人はスイカ、ミカンを生産する専業農家で、許可後は露地野菜を作付される予定です。

21番は、親戚へ贈与するための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、ダイコンを生産する兼業農家で、許可後は水稻を作付される予定であります。

22番は、医療法人からの所有権移転の申請です。当該医療法人につきましては、植木町で医院を開設しておられ、今回の取得目的といたしましては、通院患者さんを中心に、院内で困難な運動を屋外での軽い農作業により行う、「自由参加型のリハビリテーション」の場所の確保を目的とされております。現在、申請地には栗、ブルーベリーな

どの果樹類が作付されており、これら果実の収穫作業等による「リハビリ」を計画しているということであります。

なお、本申請につきましては、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当する部分もございますが、同項ただし書きにより、例外的に認められるものと判断いたします。

23番は、子へ贈与するための所有権移転の申請です。譲受人はナスを生産する専業農家で、許可後はナスを作付する予定であります。

24番、25番につきましては関連で、耕作の便宜上交換するための所有権移転の申請です。24番の譲受人は水稻、柿を生産する専業農家で、許可後は水稻を作付する予定であります。また、25番の譲受人は水稻、タバコを生産する専業農家で、許可後は水稻を作付する予定であります。

26番は、後継者へ経営移譲のための使用貸借権設定の申請です。譲受人は水稻を生産する専業農家で、許可後は水稻を作付する予定であります。

27番、28番も関連で、農地所有適格法人による経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は養豚業を営む農地所有適格法人ですが、許可後は牧草を作付する予定であります。

以上、12件につきまして、先の地区委員会で検討した結果、22番を除く11件については、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないこと、また22番については不許可の例外規定に該当するものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、17番から28番まで、地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、協議状況の報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたし

ます。

1番の申請人は、不動産の売買等を営む法人で、令和2年1月8日の総会で許可相当とした建売住宅への転用について、事業計画の変更があった申請です。変更内容は、転用区域内に農地1筆が追加となったため、転用面積が339㎡から356㎡へ拡大したものです。同時に5条申請が提出されております。

以上、先日の地区委員会で協議したところ、事業計画の変更はやむを得ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、1番について地元より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請3件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員での協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

#### 5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番は、貸家への転用申請です。関連案件で同時に5条申請も提出されております。農地区分は、市街地化が見込まれる区域内で、市街地に近接する10ha未満の区域内にある第2種農地と判断されます。代替性検討については事業計画書に記載があり、代替性検討表も添付されております。土地利用計画は貸家7棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、周辺農地の営農条件に支障を生じる恐れはないものと判断されます。工期は令和2年12月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課と協議中とのこと。

続きまして、2番は公衆用道路への転用申請です。関連案件で同時



に5条申請も提出されております。農地区分は、市街地化が見込まれる区域内で、市街地に近接する10ha未満の区域内にある第2種農地と判断されます。代替性検討については、事業計画書に記載があり、代替性検討表も添付されております。土地利用計画は公衆用道路を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、周辺農地の営農条件に支障を生じる恐れはないものと判断されます。工期は令和2年12月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課と協議中とのことでした。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、1番、2番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

3番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

3番は、貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の「集落に接続して設置するもの」に該当すると判断しました。申請人も同地区内に居住しております。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積915㎡に近隣の食品会社へ大型車両1台、中型車両3台、小型車両25台分の貸駐車場としての計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和2年8月19日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般

基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、3番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、32件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

#### 10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番と2番について、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、不動産業を営む法人が所有権移転し、貸し駐車場へ転用する申請です。農地区分は、市街地化が著しい区域内にあり、上下水道管が埋設された道路の沿道で、500m以内に2つの医療施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は近隣の事業所等への貸し駐車場22台分として整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断しました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、周辺農地の営農条件に支障を生じる恐れはないものと判断されます。工期は、令和2年8月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

続きまして、2番は所有権移転し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は個人住宅1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断しました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、周辺農地の営農条件に支障を生じる恐れはないものと判断されます。工期は、令和2年12月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となり

ますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課より事前審査についての回答書が添付されています。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、1番から2番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

#### 5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

3番から9番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

3番は、交通安全施設の設計施工を営む法人が所有権移転し、資材置場へ転用する申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にあり、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある第3種農地と判断されます。土地利用計画はカラーコーン等、安全施設置場及び車寄せ場等を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、周辺農地の営農条件に支障を生じる恐れはないものと判断されます。工期は令和2年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

4番は、土木工事業を営む法人が所有権移転し、資材置場へ転用する申請です。農地区分は市街地化が見込まれる区域内にあり、市街地に近接する10ha未満の区域内にある第2種農地と判断されます。代替性検討については、事業計画書に記載されております。土地利用計画は廃土、砂利、砂置場及び重機等建設機械置場として利用される計画で、転用面積は適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、周辺農地の営農条件に支障を生じる恐れはないものと判断されます。工期は令和2年8月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

5番は、建築工事業を営む法人が所有権移転し、資材置場へ転用す

る申請です。農地区分は市街地化が見込まれる区域内にあり、市街地に近接する10ha未満の区域内にある第2種農地と判断されます。代替性検討については事業計画書に記載されております。土地利用計画は軽トラック2台、山砂、砂利等の資材置場として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、周辺農地の営農条件に支障を生じる恐れはないものと判断されます。工期は令和2年12月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

6番は、不動産の売買等を営む法人が所有権移転し、建売住宅へ転用する申請です。同時に事業計画変更承認申請が提出されております。また、関連で4条申請も提出されております。農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にあり、市街地に近接する10ha未満の区域内にある第2種農地と判断されます。代替性検討表が添付されております。土地利用計画は、建売住宅1棟を建築される計画で転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、周辺農地の営農条件に支障を生じる恐れはないものと判断されます。工期は、令和2年12月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課と協議中とのことです。

7番は、父が娘の夫と使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は市街地化が著しい区域内にあり、400以上の宅地が連たんしている第3種農地と判断されます。土地利用計画は個人住宅1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、周辺農地の営農条件に支障を生じる恐れはないものと判断されます。工期は令和3年6月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課より事前審査回答書が添付されております。

8番は、不動産の売買等を営む法人が所有権移転し、建売住宅へ転用する申請です。関連案件で同時に4条申請も提出されております。農地区分は、市街地化が見込まれる区域内で、市街地に近接する10ha未満の区域内にある第2種農地と判断されます。代替性検討表が添付されております。土地利用計画は、建売住宅7棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、周辺農地の営農条件に支障を生じる恐れはないものと判断されます。工期は、令和2年12月31日ま

での予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課と協議中とのことです。

9番は、宅地建物取引業を営む法人が所有権移転し、建売住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。代替性検討については、事業計画書に記載されております。土地利用計画は、建売住宅10棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、周辺農地の営農条件に支障を生じる恐れはないものと判断されます。工期は、令和3年12月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課と協議中とのことです。

以上7件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

- 議長 　　ただいま、3番から9番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。
- 一　同 　　異議なし。
- 議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、10番。

#### 7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

10番から12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

10番は、所有権移転によるグループホームへの転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積3,150.22㎡、転用面積1,863㎡にグループホーム1棟（建築面積679.05㎡）、駐車場22台分を整備される計画で適切な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。また、市高齢介護福祉課から今回の事業に関する採択通知の写しが添付されており

ます。開発許可が必要となりますが、開発指導課へ開発行為事前審査の申請中とのことです。工事期間は、令和3年2月28日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

11番は、所有権移転による特別養護老人ホームへの転用許可申請です。農地区分は市街地化の傾向の著しい区域で、上下水道管2管の通った沿道の区域で、500m以内に教育施設、医療施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は転用面積3,208㎡に老人ホーム1棟(建築面積1,025.82㎡)、駐車場30台分、緑地帯と公衆用道路を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。また、市高齢介護福祉課から今回の事業に関する採択通知の写しが添付されております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課から開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和3年3月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

12番は、兄弟間の使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は転用面積294㎡に個人住宅木造1階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和2年12月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上3件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当のものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 ただいま、10番から12番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。なお、11番については提案面積が3,000㎡を超えますので、

申請どおり許可相当として農業会議で意見を聴取することといたします。

続きまして、13番。

## 9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

13番から18番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番、14番は関連で、コンビニエンスストアチェーンを営む法人が賃貸借権設定によるコンビニエンスストア建設のための許可申請です。農地区分は市街地化の傾向の著しい区域で上下水道管2管の通った沿道で、500m以内に教育施設、医療施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、他地目含む総事業面積1,897.65㎡、総転用面積1,124㎡に、コンビニエンスストア店舗1棟、外部倉庫1棟及び大型車両2台、普通車21台分の駐車スペース整備計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課から開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、許可日から令和2年11月20日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

15番から17番は関連で、不動産等を営む法人が所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、総転用面積1,211㎡に建売住宅木造2階建て5棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、令和3年3月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

18番は、不動産を営む法人が所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積557.39㎡、転用面積527㎡に建売住宅木造2階建て2棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への

被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課から開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和4年3月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

以上6件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なもの判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、13番から18番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、19番。

#### 22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

19番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

19番は、個人が使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、「集落に接続して設置するもの」に該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積334.16㎡に木造2階建て住宅1棟を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。なお、申請地は以前より宅地の一部として使用しており、無断で使用していたことに対し、深く反省している旨の始末書の提出がっております。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課の事前協議の申請中とのことです。工事計画は、令和2年7月10日から令和3年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしていると



の協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、19番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、20番。

#### 24番 宮本淳一委員

24番委員、宮本です。

20番から22番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

20番は、不動産業を営む法人が農地を所有権移転し、建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、「集落に接続して設置するもの」に該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2階建て住宅6棟を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課への事前協議の申請中とのこと。工事計画は、令和2年9月1日から令和3年8月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

21番は、賃貸借権設定による貸資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、「集落に接続して設置するもの」に該当し、譲受人も集落に居住しているため、不許可の例外規定に該当すると判断しました。また、代替地についても検討されております。農地利用計画は、申請地にボーリング機械・足場材・配管等の資材置場を整備し、譲受人が経営する法人へ貸し付ける計画で妥当な面積と思われ。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は、令和2年8月1日から令和2年12月25日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

22番は、使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2階建て住宅1棟を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発許可の事前審査回答書の提出もなされております。工事期間は、令和2年7月1日から令和3年5月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、20番から22番について地元より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。23番につきましては取下げになっております。続きまして、24番。

#### 19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

24番から32番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

24番から32番は関連です。土木建築業を営む法人が所有権移転により、廃土置場へ転用する申請です。農地区分は、中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、代替地についての検討もなされております。土地利用計画は申請地28筆、面積10,472㎡と、農地以外の土地を合わせた総事業面積22,409㎡を公共事業等によって発生する土砂の廃土置場として利用する計画です。資金計画につきましては土地購入費、土地造成費として必要な資金について残高証明書により確認しております。廃土搬入にあたっては搬入後の地盤の緩み、沈下を防止するため、順次転圧しながら30度勾配で締固めを行い法面を形成、法尻は耐候性大型土嚢及び松杭、丸太により補強して土砂の流出を防止する計画と

なっております。また、搬入にあたっては、周辺農地等への被害防除対策には万全を期していただくようお願いしております。工期については搬入可能となるまでの工事期間として許可日から令和2年6月30日までを予定されており、許可後は速やかに工事に着手されることを確認しております。なお、今回の申請にあたりましては、関係各課と他法令に関する協議・調整状況等についての確認書を添付されております。

以上9件、先の地区委員会において、立地基準、一般基準の面から検討した結果、いずれも許可基準を満たしているものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、24番から32番について地元よりの報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
また、24番から32番については転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を提出することといたします。  
続きまして、33番。

#### 20番 内田正憲委員

20番委員、内田です。

33番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

33番は、所有権移転による駐車場への転用申請です。農地区分は10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。譲受人は運送業を営んでおられ、土地利用計画といたしましては、業務用4トントラック6台、社員用普通車6台分の駐車場及び回転スペース等として利用される計画であり、転用面積としては妥当なものと考えます。被害防除対策につきましては、周囲の農地より低い立地から、土砂の流出等の心配はないものと思われま。土地取得費、造成費など必要な資金については、添付の残高証明書により確認しております。また、排水同意書等の添付書類も揃っております。工期は許可日から令和2年12月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、33番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたしました。

　　続きまして、第5号議案及び第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第5号議案、第6号議案は関連ですので、併せてご説明いたします。

　　まず、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（3号）についてご説明いたします。

　　初めに、所有権移転ですが、明細20ページの1番から26ページの19番までの合計19件で、1番から16番までの16件が公社からの売渡し、17番から19番までの3件が公社による買取りです。面積は19件合わせまして、田36,008㎡、畑18,729㎡の合計54,737㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

　　次に、利用権設定の新規設定分です。明細26ページの20番から37ページの52番までの合計33件で、契約期間別では、6年未満が15件、6年以上10年未満が1件、10年以上が17件で、面積は33件合わせまして、田110,280㎡、畑7,591㎡の、合計117,871㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、麦、果樹、施設野菜、その他です。

　　次に、再設定分です。明細38ページの53番から41ページの60番までの合計8件で、契約期間別では、6年未満が4件、6年以上10年未満が1件、10年以上が3件で、面積は8件合わせまして、田38,367㎡、畑3,461㎡の、合計41,828㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻です。

　　続きまして、第6号議案です。

　　42ページの表をご覧ください。こちらは農地中間管理機構との貸借の新規設定になります。明細43ページの1番から62ページの5

7番までで、契約期間別では、6年未満が10件、10年以上が47件で、面積は57件合わせまして、田189,044.55㎡、畑21,186㎡の、合計210,230.55㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、畑作物、果樹を予定しています。

以上の案件につきましては、先の地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては以上です。

議長 ただいま事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。

この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

次に、報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告事項です。

議案別冊のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。

1番から11番までの合計252件となっております。件数のみ報告いたします。

以上です。

議長 続きまして、第7号議案、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請についてです。

事務局より説明をお願いします。

事務局 まず、第7号議案と書きました1枚ものの用紙になります。

第7号議案についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請についてご説明いたします。

令和2年5月22日、下記の所有者より利用権設定等所有権の移転

についてあっせんを受けたい旨の申出があったので、令和2年5月26日に農地中間管理機構等を含めた利用調整等を行いました。しかし、貸手の提示する額と公社買取価格との間で格差があったため、調整は不調に終わりました。そのため、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定により、熊本市長に対し同法第12条第2項の規定による申出者への通知をするよう要請するものです。

以上、第7号議案についての説明を終わります。

議長 　　ただいま、事務局より説明がございましたが、これにご異議ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということでございますので、原案どおり承認することに決定いたしました。

　　続きまして、第8号議案、令和元年度事業報告についてです。

　　事務局より説明をお願いします。

事務局 　　それでは、第8号議案、令和元年度事業報告書、冊子の方をお願いいたします。

　　まず、1ページをお願いいたします。第1、事業総括になります。

1の農地等の利用の最適化の推進活動では、担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進及び非農地化判断の適正な実施を行ったところでございます。2の農地法及び農業経営基盤強化促進法関係業務には、法に基づき許認可等の業務を適正に行ったところでございます。

2ページをお願いいたします。第2、事業概要を記載しております。

2ページから4ページは総会の開催状況を記載しております。

5ページをお願いします。5ページは地区委員会、役員会及び各専門委員会の開催状況を掲載しております。

次に、6ページをお願いいたします。6ページは農地法第3条、4条、5条及び18条の許可申請や届出について実績を記載しております。

次に、7ページから8ページの上段まででございますが、農業経営基盤強化促進事業の実績を記載しております。農業経営基盤強化促進法に基づく担い手への農地集積について、権利等の種別ごとに記載しております。

また、8ページでございますが、(イ)農地移動適正化あつせん譲受  
等候補者数を、(ウ)は、認定農業者数を各区ごとに記載をしておりま  
す。(4)の農地中間管理事業といたしまして、担い手への農地の面的  
な集積を図った実績を記載しております。(5)は農地利用円滑化事業  
について、(6)は農業者年金業務について内容を記載しております。

飛びますが、11ページをお願いいたします。11ページ2、農業  
委員会等に関する法律第6条第2項に基づく農地等の利用の最適化の  
推進業務でございます。(1)の担い手への農地利用の集積・集約化、  
(2)の遊休農地の発生防止・解消、(3)の新規参入促進、(4)で  
は平成30年度から取組を始めました非農地化判断の適正な実施を記  
載しております。また(5)の違反転用への適正な対応も行ったところ  
でございます。

飛びまして、13ページをお願いいたします。3、農業委員会等  
に関する法律第6条第3項に基づく業務といたしまして、田畑売買価格  
等に関する調査をはじめとする各種調査事業の実施や情報宣伝活動と  
いたしまして、市政だよりへの掲載、ホームページへの掲載など、効  
果的な活用に取り組んだところでございます。また、全国農業新聞普  
及啓発も行ったところでございます。

次に、14ページをお願いいたします。14ページから21ページ  
は、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価になり  
ます。これはこれまでご説明いたしました令和元年度の業務内容を熊  
本県に報告するための様式で、実績数値等を記載しているものでござ  
います。

14ページのI農業委員会の状況として、本市農業の概要と農業委  
員会の体制を平成31年4月1日現在で記載しております。

15ページは、担い手への農地の利用集積・集約化といたしまして、  
令和元年度の目標及び実績を記載しております。

次に、16ページでございますが、III、新たに農業経営を営もうと  
する者の参入促進について、令和元年度の目標と実績、目標達成に向  
けた活動を記載しておりまして、参入実績は16経営体、15haと  
なっております。

次に17ページIV、遊休農地に関する措置に関する評価でございま  
す。令和元年度は解消目標10haに対して43haの解消が図られて  
おります。

次に、18ページでございます。V、違反転用者に対し、是正指導  
など適正な対応を行った旨を記載しております。

8号議案の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 　　ただいま、事務局から令和元年度の事業報告について説明がありました  
ましたが、この報告について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということでございますので、それでは第8号議案、令和  
元年度の事業報告については事務局の説明のとおり、承認することに  
決定いたします。

次に、第9号議案、令和2年度事業計画（案）について事務局より  
説明をお願いします。

事務局 　　それでは、第9号議案、令和2年度事業計画（案）について、この  
冊子の方をお願いいたします。

まず、1ページをお願いいたします。第1の事業方針でございます  
が、本年度も1、農地等の利用の最適化の推進、2、熊本市農地利用  
最適化推進チームによる活動の推進、3、非農地化判断の適正な実施、  
4、農地法等に基づいた法令業務等適正な処理の4つを基本的な事業  
方針としたいと考えております。

次に、2ページをお願いいたします。第2、事業概要になります。  
1の農業委員会等に関する法律第6条第1項に基づく法令業務でござ  
いですが、(1)の会議の開催から3ページの(9)の証明書発行業務  
まで昨年度と同様、適正な業務の執行を取り行ってまいりたいという  
ふうになっております。委員の皆様方におかれましては現地調査及び  
確認、案件の審議、並びに地元でのいろいろな相談があるかと思いま  
す。多種多様な業務をお願いすることになります。引き続きよろしく  
お願いしたいというふうに思います。

4ページをお願いいたします。2、農業委員会等に関する法律第6  
条第2項に基づく農地等の利用の最適化の推進業務でございます。こ  
の業務は平成28年度より必須業務として位置づけられているもので  
ございます。熊本市農地利用最適化推進チームで組織的に活動を行  
いまして、担い手への農地利用の集積、集約化を図りますとともに、遊  
休農地の発生防止、解消、新規参入の促進及び平成30年度から取り  
組んでおります非農地化判断の適正な実施について、今年度も積極的  
に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、5ページの3、農業委員会等に関する法律第6条第3項に基  
づく業務についてでございますが、令和2年度も調査事業及び情報宣  
伝活動を積極的に執り行ってまいりたいというふうに考えております。



次に、6ページから8ページについてでございますが、これは令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画でございます。記載項目につきましては熊本県へ提出報告書と同じ内容となっております。

6ページにⅠ、農業委員会の状況を、7ページのⅡ、担い手への農地の利用集積・集約化について、現状と令和2年度の目標を記載しております。

同じく7ページⅢ、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進を記載しております。令和2年度の目標といたしましては、新規参入は33経営体、32haを目標としております。

続きまして、8ページをお願いいたします。Ⅳ、遊休農地に関する措置でございます。現状の遊休農地は144haでございますが、この遊休農地に関わる令和2年度目標といたしまして、解消面積を30haと設定をしております。取組の強化をよろしくをお願いいたします。

最後に8ページ下段のⅤ、違反転用への適正な対応でございます。違反転用者に対して、引き続き解消に向けた是正指導を積極的に行うこととしております。

以上で、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 長 ただいま、事務局より令和2年度事業計画（案）について説明がありました。この報告については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということでございますので、第9号議案、令和2年度事業計画（案）については事務局の説明のとおり承認することに決定いたします。

最後に第10議案、令和2年度下限面積について説明をお願いいたします。

事務局 それでは、第10議案、1枚ものになります。令和2年度下限面積の決定についてでございます。

熊本市農業委員会は、農地法第3条第2項第5号の別段の面積は設定していないため、下限面積は50aである。令和2年度も別段の面積は設定しない。理由といたしましては、現状では農地法施行規則第17条に定める別段の面積の基準を満たしていないためでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長 　　ただいま、事務局から令和2年度下限面積の決定について説明がありました。これにご異議ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということでございますので、第10号議案、令和2年度下限面積の決定については原案どおり承認することに決定いたしました。

　　以上をもちまして、本日予定しておりました議事につきましては全部終了いたしました。

　　次に、第5、報告事項に入ります。事務局からの報告をお願いします。

事務局 　　続きまして、報告事項、資料の左上に報告事項で、令和2年度農業委員会予算から6点書いております。表紙に書いております資料をお願いします。

　　開いていただいて、まず1ページをご覧ください。こちらは令和2年度の農業委員会の予算でございます。年間予算は歳入歳出とも3億3,763万9,000円となっております。

　　まず、歳入予算ですが、一番上に農業委員会補助金とあります。これは熊本県からの委員の皆さん方の報酬に対する補助金でございます。この補助金が2,002万3,000円となっております。このほかには、下から2番目に県の権限移譲事務市町村交付金とありますが、熊本市農業委員会は農地転用許可に係る許可を熊本県から移譲されておりますので、その分の交付金として522万1,000円を受け入れております。

　　次に、歳出予算ですが、新規事業のみご説明をいたします。下から2番目に農地情報公開システム経費として70万9,000円を計上しております。これは全国の農地台帳情報がインターネットで閲覧可能な全国農地ナビというシステムを国が運営しておりますが、このシステムのデータを最新のデータに更新するための経費でございます。また、一番下に農業委員会都市協議会開催経費18万2,000円とありますが、これは県下14市の会長、事務局長で構成する協議会の開催地が本年度熊本市となっておりますので、その会場使用料などの経費となっております。予算についての説明は以上です。

　　次に、2ページをご覧ください。こちらは熊本市賃借料情報でございます。平成31年4月1日から令和2年3月31日まで農業経営基

盤強化促進法に係る農用地利用集積計画により公告された10a当たりの年額での賃借料でございます。

次に、3ページをご覧ください。こちらは令和2年6月1日現在の農業委員会の組織図でございます。農業委員さん24人、農地利用最適化推進委員さん48名でございます。

次に、4ページをご覧ください。こちらには、農業委員さんの名簿、また5ページ、6ページには農地利用最適化推進委員さんの名簿を掲載しております。

最後に、7ページは、事務局及び分室の担当業務の事務分掌でございます。

以上で報告事項を終わります。

議長

ありがとうございます。

次に、次第のその他ですが、本日は2点ございます。

事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、熊本市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う改選についてご説明いたします。

1枚もので両面コピーになっているものがあるかと思えます。まず最初に、熊本市農業委員会委員の任期満了に伴う改選についてご説明させていただきます。1の概要でございますが、令和3年4月14日で任期満了となるため、公募を行うとともに、熊本市農業委員選定委員会を開催し、農業委員候補者を選定するものでございます。

なお、農業委員の任命は議会の同意を得て市長が任命するため、令和3年第1回定例会において人事案件として提案いたします。

2の募集人数でございますが、熊本市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数等に関する条例第2条の規定により、24名となっております。

3のスケジュール（予定）でございますが、6月の第2回定例会経済委員会で改選スケジュール（予定）についてご説明をいたします。

7月から8月にかけて推薦団体等へ説明をし、農業委員候補者公募周知を9月の市政だよりや熊本市ホームページ等で行います。9月の1か月間を農業委員候補者の公募受付期間とします。10月に農業委員選定委員会を開催し、11月から12月に農業委員候補者の選定を行い、令和3年第1回定例会の人事案件として提案し、4月に農業委員の任命式後に任期開始となるスケジュールでございます。

裏面でございますが、続きまして、農地利用最適化推進委員の任期

満了に伴う改選についてご説明をいたします。

1の概要でございますが、農地利用最適化推進委員につきましても令和3年4月14日で任期満了となるため、農業委員会が公募を行うとともに、農地利用最適化推進委員選考委員会を開催し、農地利用最適化推進委員候補者を選定するものでございます。

なお、農地利用最適化推進委員の委嘱は、改選後の農業委員で構成する農業委員会で行うこととなります。2の募集人数でございますが、熊本市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数等に関する条例第3条の規定により、48名となっております。

3の委嘱までのスケジュールでございますが、6月の第2回定例会経済委員会で改選スケジュール（予定）についての説明から11月から12月の候補者の選定まで、基本的に農業委員と同じスケジュールで行いたいというふうに考えております。推進委員につきましては、4月の改選後の農業委員で構成する農業委員会に委嘱することというふうになっております。

以上でございます。

次に、調査委員会名簿としている1枚ものの紙をご覧ください。この調査委員会は農地法第18条に基づく賃貸借の解約についての審議及び調査を行っていただく委員会でございます。このことに触れる理由につきましては、富合町の審議案件として本年4月17日付で農地法第18条第1項に基づき、許可申請が提出されております。そこで、これからその審議及び調査を進めていただくに当たり、調査委員の皆さん方をご紹介させていただくものです。

委員長は、谷口会長が務められます。副委員長及び富合・城南代表委員は福原会長が務められます。それから北地区代表委員は西川委員、西南地区代表委員は橋本委員、中東地区代表委員は西富委員がお務めになります。

次に裏面をご覧ください。こちらは本案件のスケジュールでございます。令和2年6月1日、賃借人へ調査書依頼を行いました。回答期限は6月22日月曜日としております。次に6月8日、今日でございますが、役員会総会にて調査委員会の委員の紹介、スケジュール説明、次に、6月下旬、第1回調査委員会開催（予定）としましては6月26日金曜日に開催ということとしております。下のほうに飛びまして7月8日、熊本市農業委員会総会にて審議、7月20日、熊本県常設審議会の意見を受け、許可、不許可を申請人へ通知。

なお、これは順調に進んだ場合の最短のスケジュールでございます。調査推移事項等により7月8日以降については1か月単位で稟議する

可能性がありますので、ご了承願います。

以上でございます。

議 長 ただいま、事務局から2件の説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

一 同 なし。

議 長 ないようですので、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

お疲れさまでございました。

事務局 ありがとうございます。

以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時27分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和2年6月8日

議 長 森 日出輝

署名委員 田上 泰則

署名委員 西富 大二郎

書 記 廣瀬 直子